

三朝町県外学生保育施設就職奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、三朝町県外学生保育施設就職奨励金（以下「本奨励金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内保育施設 町内で開設されている児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (2) 保育士 法第18条の4に規定する保育士をいう。
- (3) 指定保育士養成施設 法第18条の6第1号に規定する施設をいう。

(交付目的)

第3条 町内保育施設に就職が内定した県外の指定保育士養成施設卒業見込みの学生に対して本奨励金を交付することにより、町内保育施設における保育士の人材確保を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第4条 本奨励金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県外の指定保育士養成施設に在学中であり、かつ、卒業の見込みがあること。
- (2) 就業までに法第18条の18第1項に規定する保育士の登録（以下「保育士登録」という。）を受ける見込みがあること。
- (3) 町内保育施設での就職が内定していること。
- (4) 内定先の町内保育施設で1年間継続して保育業務に従事する意思があること。
- (5) 勤務条件が1か月当たり20日以上、かつ、1週間当たり20時間以上であること。
- (6) 過去に本奨励金及び他市町村の同様の奨励金の交付を受けたことがないこと。

(奨励金の額)

第5条 本奨励金の額は、交付対象者1人につき10万円とし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請等)

第6条 本奨励金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、三朝町県外学生保育施設就職奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、申請する年度の2月末日までに、町長に提出しなければならない。ただし、町内保育施設での就職内定が2月末日以降である場合の交付申請については、3月31日までに行うものとする。

- (1) 三朝町県外学生保育施設就職奨励金誓約書（様式第2号）
- (2) 指定保育士養成施設に在学していることを証するもの
- (3) 就職内定通知書の写し又はそれに類するもの
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、本奨励金の交付を決定し、三朝町県外学生保育施設就職奨励金交付決定通知書（様式第3号）により、交付申請者に通知するものとするとともに、本奨励金を交付する。

(奨励金の返還)

第8条 町長は、本奨励金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、本奨励金の交付の決定を取り消し、すでに交付された本奨励金があるときはその全部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽の内容で申請した場合
- (2) 就業までに県外の指定保育士養成施設を卒業しなかったとき。
- (3) 就業までに保育士登録を受けなかったとき。
- (4) 町内保育施設の就職内定が取り消された、又は、本奨励金の交付の決定を受けた者が町内保育施設への就職を辞退したとき。
- (5) 内定先の保育施設で就業後に1年以上継続して保育業務に従事しなかったとき。ただし、退職日から起算して1か月以内に別の町内保育施設で保育業務に従事したとき、又は退職等の際し、やむを得ない事情があると町長が認めたときはこの限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本奨励金の交付に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月22日から施行する。